

# 市区町村用調査票（調査票4入力用）

記入上の注意：・令和2年4月1日現在で記入してください。  
・色つきの欄に番号または人数、必要事項を記入してください。

市区町村名	安芸高田市
-------	-------

## 1 男女共同参画・女性問題担当窓口

担当課(室)名	人権多文化共生推進課		
所属	1	←該当する番号を記入してください	1 首長部局      2 教育委員会
事務所掌	2	←該当する番号を記入してください	
			1 男女共同参画・女性等を名称に冠し、専ら男女共同参画に関する事務を所掌 2 所掌事務の一部として男女共同参画を担当(1以外)

## 2 推進体制の状況

### (1) 国の「男女共同参画推進本部」に相当する庁内の連絡会議

設置の有無	1	←該当する番号を記入してください	1 有	0 無
-------	---	------------------	-----	-----

### (2) 男女共同参画に関する諮問会議、懇談会等

設置の有無	1	←該当する番号を記入してください	1 有	0 無
-------	---	------------------	-----	-----

## 3 男女共同参画に関する条例

平成2年4月1日現在で条例が制定されている場合は「有」欄に、されていない場合は「無」欄に記入してください。

有	名称	安芸高田市男女共同参画推進条例			
	公布日	平成	21	年	3 月 19 日
	施行日	平成	21	年	4 月 1 日
無	現在の状況		←該当する番号を記入してください		
			1 令和3年3月末まで(今年度中)の制定を目途に検討中 2 令和3年度以降の制定を目途に検討中 3 その他 ( ) 0 検討していない		

## 4 男女共同参画に関する計画

### (1) 男女共同参画に関する計画

令和2年4月1日現在で計画が制定されている場合は「有」欄に、されていない場合は「無」欄に記入してください。

有	名称	安芸高田市第2次男女共同参画推進条例			
	計画期間	平成29年4月～令和4年3月			
	女性活躍推進法との関係	1	←該当する番号を記入してください	1 一体	0 一体でない

## 5 首長、自治会長等の状況 ※現員数を記入してください。

市区長	1	名	(女性		名	男性	1	名)
副市区長	1	名	(女性		名	男性	1	名)
町村長	0	名	(女性		名	男性		名)
副町村長	0	名	(女性		名	男性		名)
自治会長	32	名	(女性		名	男性	32	名)

市区町村名	安芸高田市
-------	-------

6 男女共同参画・女性のための総合的な施設 (令和2年4月1日現在設置済みの施設)

注:調査票1(政令指定都市用)の設問「8」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

名称					愛称・通称	
設置年月日	平成	年	月	日	施設形態	単独施設 複合施設
所在地等	郵便番号: 住所 電話番号: FAX番号: ホームページ:					
管理・運営主体 ※1~2について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理	直営(担当部局名: ) 指定管理者(名称: ) その他( )				
	2. 事業運営	直営(担当部局名: ) 指定管理者(名称: ) その他( )				
職員数	常勤	人、	非常勤	人	予算額	平成31年度 千円
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。					
	1.	広報啓発(主な事項: )				)
	2.	講座(主な事項: )				)
	3.	相談事業(主な事項: )				)
	4.	情報収集・提供(主な事項: )				)
	5.	苦情処理(主な事項: )				)
	6.	交流促進(主な事項: )				)
	7.	企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: )				)
	8.	国際交流・海外派遣事業(主な事項: )				)
	9.	調査研究(主な事項: )				)
	10.	その他(主な事項: )				)

7 男女共同参画に関する宣言 \*年月日は和暦で記入してください

宣言年月日	平成	21	年	9	月	5	日
宣言の名称	安芸高田市男女共同参画都市宣言						
宣言の形態	1	←該当する番号を記入してください 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他 )					

8 審議会等委員への女性の登用目標

調査時点コードを以下より選択してください

その他⇒ご記入ください その他: 令和2年4月1日

↓有無のどちらかに「○」を記入し、有の場合は目標達成期限(令和〇〇年〇月)と目標値(%)を記入してください。

目標値	○ 有 ( 令和3年度 までに 40 % )	無
-----	------------------------	---

↓上記の目標値の設定がある場合のみ記入ください

目標設定の対象である審議会等における女性委員の登用状況	審議会等数		うち 女性委員のいる審議会等数		
	総委員数		うち 女性委員数		女性委員比率(%)
目標設定の対象である審議会等の範囲					

9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況(別添1)

調査時点コードを以下より選択してください

その他⇒ご記入ください その他: 令和2年4月1日

(広域の審議会を除く審議会)

第202条の3に該当する審議会等数	18	うち 女性委員のいる審議会等数	16		
総委員数	415	うち 女性委員数	135	女性委員比率(%)	32.5

(広域の審議会)

第202条の3に該当する審議会等数		うち 女性委員のいる審議会等数			
総委員数		うち 女性委員数		女性委員比率(%)	

10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況(別添2)

調査時点コードを以下より選択してください

その他⇒ご記入ください その他: 令和2年4月1日

(広域でない委員会等)

第180条の5に該当する委員会等数	6	うち 女性委員のいる委員会等数	4		
延総委員数	28	うち 女性委員数	5	女性委員比率(%)	17.9

(広域の委員会等)

第180条の5に該当する委員会等数		うち 女性委員のいる委員会等数			
延総委員数		うち 女性委員数		女性委員比率(%)	

11-1 公務員の管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

選択してください その他: 令和2年4月1日

	管理職総数 (人) (A)=(C+D+E)	うち女性管理 職数(人) (B)=(F+G+H)	女性比率 (%) (B/A)	女性管理職の内訳		
				部局長相当職 (人) (C)	うち女性数(F)	女性 比率
計	63	7	11.1	11	0	0.0
うち一般行政職	57	7	12.3	10	0	0.0

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

	女性管理職の内訳					
	次長相当職 (人) (D)	うち女性数(G)	女性 比率	課長相当職 (人) (E)	うち女性数(H)	女性 比率
計	2	0	0.0	50	7	14.0
うち一般行政職	0	0		47	7	14.9

11-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

選択してください その他: 令和2年4月1日

	課長補佐相当職			係長相当職		
	(人)	うち女性数(人)	女性比率	(人)	うち女性数	女性比率
計	14	1	7.1	82	25	30.5
うち一般行政職	9	1	11.1	74	23	31.1

12 市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査

注: 調査票1(政令指定都市用)の設問「19」を回答済みの場合、そのまま転記してください。

調査時点コードを以下より選択してください

議 会 名		安芸高田市議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がありますか。1~3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない, 不明等)		
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されましたか。1~2のうちいずれか一つを選択してください。	1. 平成26年度以前	1	
	2. 平成27年度以降		
問3. 問1. で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれに当てはまりますか。  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法第65条の産前産後休暇期間より短い。	3	
	2. 同条の期間より長い		
	3. 期間の定めはない		
問4. 問1. で1を選択した場合、休暇の期間の報酬について、減額の規定はありますか。	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
問5. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1~3のうちからいずれか一つに○をつけてください。の			
	仕事と生活の調和についての欠席規定 1: 明記した規定がある 2: 明記した規定はないが、正当な欠席理由と認めている 3: 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4: 明記した規定がなく、過去に事例がない		
配偶者の出産	3		
育児	3		
家族の看護	3		
家族の介護	2		
疾病	2		
その他 (具体的に事由を記載してください)	出産・育児・看護について明記した規定はなく、該当者もないため、選択肢2には該当しない。		
問6. 問4で1(明記した規定あり)を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則, 条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。↓※条 項 号まで記入してください。			
規則名			
該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。			
問7. 男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)を行っていますか。	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		

	4. 実施していない。	
問8. 議員の利用することのできる保育施設等が 議会に設置または提供されていますか。	1. 人員及び場所の設置又は提供(臨時のものも含む)	4
	2. 保育に必要な場所を設置又は提供(臨時のものも含む)	
	3. 保育に必要な場所を設置又は提供する予定	
	4. なし	
問9. 議員の利用することのできる授乳室等が議 会に設置または提供されていますか。	1. 専用の場所を設置(常設)	4
	2. 授乳等に必要な場所を設置又は提供(臨時のものも含む)	
	3. 授乳等に必要な場所を設置又は提供する予定	
	4. なし	
問10. 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用

合計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	18	うち 女性委員の いる審議会数	16	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
						415	135	32.5
	広域の審議会	審議会等数		うち 女性委員の いる審議会数				

(内訳) \* 広域の審議会に該当する場合は、備考に「広域」とご記入ください。また、1～33の審議会等で設置していないものがありましたら「-」(半角のハイフン)までご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	備考
1	市町村防災会議 (会長含む)	災害対策基本法第十六条	43	2	4.7	
	市町村防災会議 (委員のみ)	災害対策基本法第十六条				
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2	
4	地方社会福祉審議会	社会福祉法第七条				
5	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条	14	6	42.9	
6	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第四十四条				
7	保健所運営協議会	地域保健法第十一条				
8	損害評価会(農協が設置したものを除く)	農業災害補償法第十二条				
9	漁港管理会	漁港漁場整備法第二十七条				
10	地方港湾審議会	港湾法第三十五条の二				
11	水防協議会	水防法第二十六条				
12	土地区画整理審議会	土地区画整理法第五十六条				
13	建築審査会	建築基準法第七十八条				
14	介護認定審査会	介護保険法第十四条	20	5	25.0	
15	環境審議会	環境基本法第四十四条	9	2	22.2	
16	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の七				
17	中央卸売市場開設運営協議会	卸売市場法第十三条				
18	地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第一条				
19	市町村交通安全対策協議会	交通安全対策基本法第十八条				
20	市町村児童福祉審議会	児童福祉法第八条				
21	公民館運営審議会	社会教育法第二十九条				
22	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	13	2	15.4	
23	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第三十一条	10	2	20.0	
24	図書館協議会	図書館法第十四条	12	0	0.0	
25	地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条				
26	博物館協議会	博物館法第二十条				
27	市町村都市計画審議会	都市計画法第七十七条の二				
28	開発審査会	都市計画法第七十八条				
29	農村地域工業等導入促進に関する審議会 (名称は自治体によって異なる)	農村地域工業等導入促進法第十八条の二				
30	自転車等駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的 推進に関する法律第7条				
31	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第五条の四				
32	市町村国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律 第二十九条				
33	障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	10	4	40.0	
34	民生児童委員(生活相談員)		126	62	49.2	
35	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査 会	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	6	2	33.3	
36	安芸高田市まちづくり委員会	安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条	30	7	23.3	
37	四季の里作家選定審議会	安芸高田市芸術農園「四季の里」芸術施設設置及び管理条例	5	0	0.0	
38	安芸高田市スポーツ推進委員	スポーツ振興基本法第三十二条	47	14	29.8	
39	人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	4	2	50.0	
40	安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	12	7	58.3	
41	安芸高田市障害者自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法	31	14	45.2	
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50			415	135	32.5	

記入上の注意

- 上記に掲げた審議会等は代表的なものであり、これ以外にも多数存在します。(参考1)の例示を参照し、各市区町村で設置されているものがあれば34以下に記入してください。  
また、市町村独自の条例に基づき市町村の付属機関として設置され、その条例によって担当することを定められた案件に関して、市町村に代わり調停や審査を行ったり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が執行機関(市町村)に報告されてその後の施策に活かされているような会があれば、それらも「審議会等」に含まれます。34以下に記入してください。

\* 地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」  
この「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」が本調査で対象としている「審議会等」の範囲です。  
すなわち、法律や政令、条例に基づき設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査などを行うと定められていなければ「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」であるといえず、本調査の調査対象となる「審議会等」にはなりません。  
(条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換などとなっているものは審議会等に含まれません。)

- 複数市(区)町村にまたがる広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市(区)町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に広域(関係市(区)町村名)を明記してください。  
事務局が管内に所在しない市(区)町村では、当該審議会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。

別添2

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用

\*広域で委員会等を設置している場合は、当該委員会等の備考欄に必ず「広域」と記入してください。

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	備考
1	教育委員会	4	1	25.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	2	0	0.0	
5	農業委員会	12	1	8.3	
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	
	広域でない委員会の委員数合計	28	5	17.9	
	広域の委員会の委員数合計	0	0		

\*設置していない委員会がありましたら「委員総数」及び「うち 女性委員数」に「0」を記入してください。

広域でない委員会等

委員会等数	6
うち 女性委員のいる委員会数	4

広域の委員会等

委員会等数	0
うち 女性委員のいる委員会数	0

記入上の注意

1. 複数市区町村にまたがる広域の委員会等については、当該委員会等の事務局が所在する市区町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に「広域」と明記してください。
2. 事務局が管内に所在しない市区町村では、当該委員会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。

広島県内市町用調査票

[令和2年4月1日]

- 記入上の注意：
- ・色つきの欄に番号又は人数，必要事項を入力してください。
  - ・色つきでない欄には，調査票4に入力のデータが自動で転記されますので入力不要です。
  - ・番号の入力欄に選択項目番号以外を入力すると，注意喚起のために欄の色が変わりますので修正してください。女性委員数の欄に委員総数を超える数値が入力された場合も同様です。
  - ・自動集計を行いますので，行や列の挿入・削除は行わないでください。  
 なお，入力いただきたい欄以外は変更できないように保護をかけています。
  - ・年月日は和暦で入力してください。(例 令和〇年〇月〇日)

市町名	安芸高田市
記入者名	倉田英治

1 市町における男女共同参画・女性問題担当窓口

担当課(室)名	人権多文化共生推進課	担当係名	人権多文化共生推進係	
電話番号	0826-42-5630	(内線) 355		
FAX番号	0826-47-1206			
郵便番号	731-0592			
住所	安芸高田市吉田町吉田791			
ホームページアドレス	<a href="http://www.akitakata.jp/">http://www.akitakata.jp/</a>			
E-mailアドレス	zinkentabunka@city.akitakata.lg.jp		※記入者の個人アドレスではなく，担当課(室)の組織アドレスを入力してください。	
担当職員	人(専任 人・兼任 人)			
	職名	名前	専任・兼任	性別
	(部長級)			
	(次長級)			
	(課長級) 課長	中村 慎吾	兼任	男
	(課長補佐級)			
	(係長級) 係長	倉田 英治	兼任	男
(一般) 主任主事	関川 宏	兼任	男	

※専任・兼任の別を入力してください。 ※男女の別を入力してください。

2 男女共同参画(女性)行政の担当であることを明記した条例，規則等の根拠

※年月日は和暦で入力してください。

有	設置の根拠規定	安芸高田市事務分掌条例
	設置年月日	平成16年3月1日
無	今後の予定	←該当する番号を入力してください 1 検討中 ( ) 設置) 0 未定 ※1の場合は，用途とする時期を ( ) 内に入力してください。 (例 令和〇年〇月)

3 市町における推進体制の状況

(1) 国の「男女共同参画推進本部」に相当する庁内の連絡会議 ※年月日は和暦で入力してください。

設置の有無	1	←自動表示されず	1 有り 0 無し
有	名称	安芸高田市男女共同参画推進委員会	
	設置年月日	平成18年1月12日	
	設置の根拠規定	安芸高田市男女共同参画推進委員会設置要綱	
	構成課等数	21	
無	今後の予定	←該当する番号を入力してください 1 検討中 ( ) 設置) 0 未定 ※1の場合は，用途とする時期を ( ) 内に入力してください。 (例 令和〇年〇月)	



調査票4 (附属調査)

市町名	安芸高田市
-----	-------

(2) 男女共同参画に関する諮問会議, 懇談会等

※年月日は和暦で入力してください。

設置の有無	1	←自動表示されます	1有り	0無し
有	名称	安芸高田市男女共同参画推進審議会		
	設置年月日	平成21年3月19日		
	設置の根拠規定	安芸高田市男女共同参画推進条例		
	構成員数	12人 (男 5人, 女 7人)		
無	今後の予定		←該当する番号を入力してください	
		1	検討中	( ) 設置)
		0	未定	
		※1の場合は、目途とする時期を( )内に入力してください。 —(例 令和〇年〇月)		

4 男女共同参画に関する条例

有	名称	安芸高田市男女共同参画推進条例		
	ホームページURL	<a href="http://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/jinkentabunka/q128">http://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/jinkentabunka/q128</a>		
無	現在の状況		←自動表示されます	
		1	令和3年3月末までの制定を目途に検討中	
		2	令和3年度以降の制定を目途に検討中	
		3	その他 ( )	
		0	検討していない	

5 男女共同参画に関する計画

有	名称	安芸高田市第2次男女共同参画推進条例		
	計画期間	平成29年4月～令和4年3月		
	策定年月	平成29年3月31日		
	改定・見直しの予定時期	令和 4 年 3 月		←未定の場合は〇をつけてください。
	ホームページURL	<a href="http://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/jinkentabunka/q128">http://www.akitakata.jp/ia/shisei/section/jinkentabunka/q128</a>		
無	策定予定	####	←自動表示されます	
		1	あり	( ) 策定予定)
		0	なし	
		※1の場合は、目途とする時期を( )内に入力してください。 —(例 令和〇年〇月)		
		(1と回答した場合) 策定の進捗状況, 課題 (0と回答した場合) 策定しない(できない)理由, 課題		
計画策定について、県への要望、他市町に質問したい事項があれば記入してください。				

6 女性の市町長, 副市町長, 教育長, 市町議会議長

(令和2年4月1日現在)

役職	名前	ふりがな

調査票4（附属調査）

市町名	安芸高田市
-----	-------

7 審議会等委員への女性の登用目標

↓目標値は自動表示されます。有の場合は根拠と対象となる審議会等の範囲を入力してください。

目標値	○ 有（令和3年度まで 40%）	無
根拠	安芸高田市第2次男女共同参画プラン	
対象となる審議会等の範囲		

↓上記の目標値の設定がある場合は自動表示されます

目標の対象である審議会等における女性委員の登用状況	審議会等数	18	うち女性委員のいる審議会等数			16
	延総委員等数	415	延女性委員等数	135	女性委員比率 (%)	32.5

8 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（別添1）

第202条の3に該当する審議会等数	18	うち女性委員のいる審議会等数	16		
延総委員等数	415	女性委員数	135	女性委員比率 (%)	32.5

9 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（別添2）

第180条の5に該当する審議会等数	6	うち女性委員のいる審議会等数	4		
延総委員等数	28	女性委員数	5	女性委員比率 (%)	17.9

10 一般職職員の在職状況

注1) 一般職（一般行政職，研究職，医師職，看護・保健職，消防職等）の職員について記入してください。（嘱託・臨時職員は除きます。）

注2) 「その他行政機関」とは，水道局等の公営企業，議会事務局，各行政委員会等を指します。

注3) 教育委員会事務局における人数は，小，中，高等学校の校長，教頭，教員並びに幼稚園の園長及び教員は含まないものとします。

注4) 管理職とは，本庁の課長及びこれに相当する職以上（課長と同位に格付けされる室長，参事等を含む。）とします。

区分	一般職職員総数	うち女性		一般職職員のうち管理職総数	うち女性		管理職のうち一般行政職総数	うち女性	
		女性(人)	女性比率(%)		女性(人)	女性比率(%)		女性(人)	女性比率(%)
市町長部局	309	90	29.1	55	6	10.9	49	6	12.2
教育委員会事務局	27	11	40.7	8	2	25.0	8	2	25.0
保育所	25	23	92.0	0	0	0.0	0	0	0.0
病院	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他行政機関	10	1	10.0	4	0	0.0	4	0	0.0
合計	371	125	33.7	67	8	11.9	61	8	13.1

※調査票4の項目11の部局ごとの内訳を入力してください。

調査票4 (附属調査)

市町名

安芸高田市

1.1 令和2年度男女共同参画(女性)関係事業

注1) 予算措置の有無にかかわらず、男女共同参画(女性)関係事業はすべて入力してください。

注2) 新規事業については、事業名の前に《新》と入力してください。

項目	事業内容(事業名, 概要, 予算額, 時期など)
1. 委員会・懇話会	安芸高田市男女共同参画推進審議会(9月)
2. 市町, さまざまな分野の団体等で構成された, 男女共同参画を推進するための協議会等 (地域主導で企画・運営されている団体)	
3. 広報啓発	あきたかた男女共同参画だよりを年2回発行予定
4. 講座	
5. 相談事業	女性(子育て世代)の就職総合支援事業「ワークわくママサポート」出張相談(11月)
6. 情報収集・提供	あきたかた男女共同参画だよりにおいて、市内の男女共同参画に関するイベントや研修会, 研修内容についての情報を提供する。また、市内の事業所など男女共同参画に積極的に取り組む団体・個人の情報を収集し、モデルとして発信する。
7. 苦情処理	
8. 交流促進	
9. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	年2回発行予定の「男女共同参画だより」において、女性が働きやすい職場環境など働き方改革を率先して導入している事業所の取り組みなどを取材し、モデル化となるよう積極的にPRする。
10. 国際交流・海外派遣事業	
11. 調査研究	
12. その他	

調査票4 (附属調査)

市町名	安芸高田市
-----	-------

1.2 令和元年度に実施した講演会、事業等

(1) 講演会等のイベントを実施した場合は、主なもの2つについて、実施状況及び住民(特に男性)参加を促進するための効果的な方法(内容、広報手段等)について記入してください。

講演会・イベント名	世界人権宣言71周年 男女共同参画講演会				
実施日	令和元年11月30日				
会場名	甲田文化センターミュージズ				
講演会・イベントの内容	①国際的に見た日本女性の現状、				
講師名	角田由紀子	職名	弁護士		
テーマ	どうして?生かされない女性の力 ~女性の地位はなぜ低い~				
参加対象者	市民				
募集人数	100	人			
参加者数	32	人	(うち男性	人 女性	人)
講師の依頼方法	<input checked="" type="checkbox"/> 講師に直接依頼	<input type="checkbox"/> 企画会社に委託	<input type="checkbox"/> その他		
広報媒体	<input type="checkbox"/> チラシ配布	<input type="checkbox"/> ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> 広報誌掲載	<input type="checkbox"/> その他	
最も効果があった広報手段及び広報先	チラシ				
開催報告等のホームページアドレス					
関連資料等	開催要領	チラシ	アンケート集計結果	レジュメ・配布資料	
	講演録	<input type="checkbox"/> その他	開催後の広報紙啓発資料(講演内容のポイント)		
自由記載欄 (参加者の反応、次年度に向けての課題など)					

講演会・イベント名					
実施日					
会場名					
講演会・イベントの内容					
講師名		職名			
演題					
参加対象者					
募集人数		人			
参加者数		人	(うち男性	人 女性	人)
講師の依頼方法	<input type="checkbox"/> 講師に直接依頼	<input type="checkbox"/> 企画会社に委託	<input type="checkbox"/> その他		
広報媒体	<input type="checkbox"/> チラシ配布	<input type="checkbox"/> ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> 広報誌掲載	<input type="checkbox"/> その他	
最も効果があった広報手段及び広報先					
開催報告等のホームページアドレス					
関連資料等	開催要領	チラシ	アンケート集計結果	レジュメ・配布資料	
	講演録	<input type="checkbox"/> その他			
自由記載欄 (参加者の反応、次年度に向けての課題など)					

(2) 男女共同参画の推進のために、現在、特に力を入れている取組について、具体的に記入してください。

また、どのような成果があったかについても記入してください。

(例) 女性管理職・女性審議会委員等の増加、待機児童数減少のための取組 等

原課では職員数が少なく十分な取り組みができないが、第2次安芸高田市男女共同参画プランにある施策を該当する部署が取り組んでいる。
---

調査票4 (附属調査)

市町名

安芸高田市

- 1 3 今年度講演会等の開催を予定している場合は概要(テーマ, 日時, 場所, 講師, 参加グループ等)について, 記入してください。

特に働く女性が、その個性と能力を発揮できる環境づくりをテーマにした講演会(県共催)を予定している。

- 1 4 審議会等における委員の公募の実施状況

公募を実施(予定も含む。)している審議会名, 応募資格, 募集人員, 募集期間, 広報の方法について記入してください。

安芸高田市男女共同参画審議会委員

- 1 5 男女共同参画推進員の状況

人数, 任期, 活動状況等及び公募状況(募集資格, 募集人員, 募集期間, 広報の方法等)について記入してください。

安芸高田市男女共同参画審議会委員

- ・委員は15人以内で組織する。
- ・男女いずれか一方の性の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- ・委員の任期は2年とする。委員の再任はこれを妨げない。

- 1 6 男女共同参画を推進する上での課題

注1) 地域の実情を踏まえた具体的施策の実施, 計画策定・改定, 住民要望への対応に対する課題や, 工夫している点について記入してください。

安芸高田市第2次男女共同参画プラン施行から今年度で4年目に入る。1年目に男女共同参画だよりを立ち上げ2年目も定期的に発行することができた。3年目は地域の人や事業所でモデルになるような事例を親しみやすくわかりやすく紹介するなどし、第2次プランの総括目標、2021年度に「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」を現状15.7%から30.0%への向上に向けて、取り組んでいきたい。

- 1 7 県施策に対する質問・要望等